

各私立幼稚園・認定こども園 設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する
書類等の提出について(依頼)

標記の書類について、下記のとおり御提出くださいますようお願いいたします。

[提出を求める根拠]

区分	根拠法令
学校法人	・ 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条 ・ 大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱第5条 ・ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第6条
学校法人以外の者	・ 大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金交付要綱第5条

記

1 提出書類 **※園によって提出内容が異なります。「送付状様式」にて御確認ください。**

＜郵送による御提出＞

- ① 大阪府教育長あての送付状 **1 部**
② 令和6年度の計算書類 **1 部**
※表紙の右上に幼稚園番号を御記入ください。
③ 令和7年度の収支予算書 **1 部**

＜インターネット申請による御提出＞

- ④ 府提出フォーム **(詳細は、別添1参照)** **1 園につき1 セット**
⑤ チェックシート(計算書類の補足資料) **1 園につき1 セット**

[計算書類に関する留意事項]

- ・ 本年4月に私立学校法及び学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)が改正されていますが、今般、提出対象としている計算書類は、改正前の規定により作成されるものをいいます。なお、ここでいう「計算書類」とは、次に掲げるものをいいます(学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第29号)による改正前の学校法人会計基準第4条)。
 - 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
 - ◇ 資金収支内訳表
 - ◇ 人件費支出内訳表
 - 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
 - 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - ◇ 固定資産明細表
 - ◇ 借入金明細表
 - ◇ 基本金明細表
- ・ 計算書類は学校法人会計基準の第1号様式から第10号様式(省略できるものを除く。)の順序として(収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して)公認会計士等の監査報告書(署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。)の後にとじ込み、袋とじとしてください。

2 提出期限

令和7年6月30日(月) ※電子データ、郵送とも同日必着

3 提出先

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当 人見 TEL 06-6210-9273

府提出フォーム(決算書)の提出方法について

1 提出方法

『インターネット申込み』より御提出ください。

[＜府提出フォーム インターネット申込＞](#)

(↑Ctrlを押しながらクリックするとページに移動できます)

※データの提出は「インターネット申込み」のみです。Eメール、CD-ROM 等での提出は御遠慮ください。

※印刷した府提出フォームの郵送は不要です。

2 「未就園児クラス」を設置している場合の会計処理 ※詳しくは「参考1」「参考2」をご参照ください

「未就園児クラス」に係る収入・支出は、平成21年3月3日付け私第2102号通知に基づき、幼稚園会計と混同しないよう区分を明確にし、適正な会計処理を行ってください。

府提出フォームの「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「人件費支出内訳表」「事業活動収支計算書(園分)」には、「未就園児クラス」に係る収入・支出の数値(データ)は入力しないでください。

府提出フォーム入力例:「未就園児クラス」に係る収入・支出がある場合

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| ■「資金収支計算書」 | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は 入力しない 。 |
| ■「活動区分資金収支計算書」 | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は 入力しない 。 |
| ■「人件費支出内訳表」 | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は 入力しない 。 |
| ■「事業活動収支計算書(園分)」 | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は 入力しない 。 |
| ■「事業活動収支計算書(法人合計分)」 | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出を 入力する 。 |

3 注意点

例年記入誤りが多く見られます。

このデータは補助金の算出に利用することがある他、私学課にて財務分析等に利用するものであり、財務分析の指標によっては個別にヒアリングを行う場合がございます。記入誤りの有無に関し、提出前に十分確御確認ください。

＜例年多く見られる記入誤りについて＞

・科目の記入漏れ

各法人にて作成いただく計算書類と府提出フォームの科目名が異なる場合に、記入を失念する例が多く見られます。類似の項目に記入の上、**最後に合計値などを確認したうえで御提出ください。**

・未就園児クラスなど法人部門の取り扱いについて

上記のとおり、「事業活動収支計算書(園分)」には「未就園児クラス」に係る収入・支出の数値は入力しないようお願いしております。紙媒体の計算書類にて「事業活動収支計算書(内訳)」を作成いただいている法人につきましては、**各部門のうち「〇〇幼稚園」の欄に記載されている数値を転記するよう御留意ください。**